

岩手県告示第774号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成21年10月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成21年9月10日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 新城鉄工株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 一関市中央町一丁目6番5号
 - ウ 代表者の氏名 新城和彦
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-18）第3028号
 - (3) 処分の内容 建築工事業及び鋼構造物工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成21年9月10日付けで建築工事業及び鋼構造物工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成21年9月14日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社水道工業柳沢鉄工所
 - イ 主たる営業所の所在地 二戸市浄法寺町下前田3番地10
 - ウ 代表者の氏名 柳沢陸五郎
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-18）第3035号
 - (3) 処分の内容 管工事業、水道施設工事業及び消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成21年9月10日付けで管工事業、水道施設工事業及び消防施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成21年9月15日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 小沢工業
 - イ 主たる営業所の所在地 奥州市江刺区愛宕字梁川18番地の6
 - ウ 代表者の氏名 小沢政則
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-17）第4791号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成21年9月14日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成21年9月28日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社留場建設
 - イ 主たる営業所の所在地 岩手郡滝沢村滝沢字野沢64番地46
 - ウ 代表者の氏名 留場茂
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-19）第6721号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業に関する一

般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成21年9月8日付けで土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 平成21年9月30日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 大向建設

イ 主たる営業所の所在地 久慈市侍浜町横沼第7地割5番地3

ウ 代表者の氏名 大向己代志

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-19)第7298号

(3) 処分の内容 とび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成21年9月30日付けでとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

6(1) 処分をした年月日 平成21年9月2日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 佐々木電気工事

イ 主たる営業所の所在地 花巻市石鳥谷町好地第17地割29番5

ウ 代表者の氏名 佐々木志光

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-16)第7505号

(3) 処分の内容 電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成21年8月24日付けで電気工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

7(1) 処分をした年月日 平成21年9月10日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社佐々木住設

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市青山一丁目19番51号

ウ 代表者の氏名 毛利隆行

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-17)第8571号

(3) 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成21年9月8日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

8(1) 処分をした年月日 平成21年9月7日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社松本内装

イ 主たる営業所の所在地 奥州市水沢区真城字北野43番地9

ウ 代表者の氏名 松本時男

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-19)第60061号

(3) 処分の内容 大工工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成21年9月7日付けで大工工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。